

Q & A

- Q 1. 祖父母と母と私（学生本人）の四人で、同一生計で暮らしています。この場合、ひとり親家庭として認められますか？
- A 1. ひとり親家庭として認められます。ただし、「家計状況等調書」には、祖父母についても記入が必要です。
- Q 2. 戸籍謄本には、社会人の兄が記載されています。「家計状況等調書」には、兄についても記入した方がいいのでしょうか？
- A 2. 社会人の兄が、**同一生計かどうかによります。**
同一生計で暮らしている ⇒ 家族状況等調書に記入が必要です。そして、他の家族と同様、収入を確認できる書類等を提出してください。
別生計で暮らしている ⇒ 家族状況等調書（学内選考資料）に記入不要ですが、「○は社会人の兄であり、別生計です。」とメモする等、「家計状況等調書」の記入漏れではないことがわかるようにしてください。
- Q 3. 新型コロナウイルスに感染し、期限までに書類を提出できなくなりました。どうすればよいのでしょうか？
- A 3. 募集要項の「12. 問い合わせ先」にご相談ください。
- Q 4. きのとや奨学金の結果は、申請者の親に直接届きますか？
- A 4. 結果は、大学から学生本人へ通知します。親に直接届くことはありません。